

中小企業のための



合併事業 (Joint Venture)

合併事業の一方当事者（株式）を得るのは、一般的に考え方で、あるビジネスまたはある目的が達成できなかったことでも、さまざまなトラブルに発展してしまっただけでなく、最近扱っている。日本語での契約書があつたが、合併事業契約書が2枚しかない、契約内容が不十分なことが想定外の事項に対応できない現状がある。合併事業を行う際には以下のような点について契約段階から定めておくべきである。

合併事業契約で不可欠な内容

(1)各当事者の権利および義務
 例えば、A社が70万円を出資し、B社が30万円を出資する場合には、A社が当該会社の70%の株式を得て、B社が30%の株式を得る。

(2)ビジネスの内容、目的
 合併会社のビジネス内容および目的をはっきりと定款に記載しよう。そうすることで清算手続きを簡便にすることができる。

の会社法では、あるビジネスまたはある目的が達成できなかった場合には、会社の清算ができるという規定がある。そのため、前もってビジネスの内容や目的を定款に載せておけば、それが達成できなかったときには容易に清算手続きを行うことができる。

香港の会社法では清算手続きを簡便にする方法もある



また、合併事業の期間についても定款に記載しておけば、その期間を超えた場合には会社を自動的に清算させるという簡易な清算手続きもある。

各投資者がそれぞれ何人の取締役を委任するのとができるのかということは、会社の実質的な経営権をどちらが握るのかを決定する重要な問題である。もし各々の投資者が同人数の取締役を委任できる場合は、どちらの

代表が取締役会の議長になるか、またその議長がもう1票の議決権を有するかなど、定款にきちんと記載しておく必要がある。

各投資者はいつでも会社の会計、帳簿や経営の状況をチェックする権利を有する

会社法により多少差は出るが、以下のことに留意しては必ず契約書に記載すべきであろう。

・重大な投資や買収、契約などをするとき
 ・重要な人間（CEO、CFO、COOなど）を雇うとき
 ・会社の資本金の変更や株主の権利の変更
 ・土地や工場の購入

例えば、ある会社の投資者がAさんとBさんの2人だけであるとき、Bさんが株を売却したいときには他の者よりも先にAさんに売る権利があるとする。これによって部外者の侵入を防ぐことができる。

（8）配当の方法
 これについては私よりも皆さんの方が詳しいだろう。しかし、この大事な点について記載されていない契約書も多い。

合併事業を行っていない間にそれぞれの投資家が合併会社と競合関係になる事業は行わない、或いは、行う場合には事前に必ず他の投資者の賛成が必要となる旨を契約書に記載しておくべきである。

（9）事業の行き詰まり（Deadlock）の解決方法
 これは見逃しやすいが重要なことである。例えば、冷静期の導入や紛争の解決（第三者に頼むなど）などを合併事業契約書にきちんと記載すれば

（10）各投資家は競争行為を行わないこと
 合併事業を行っていない間にそれぞれの投資家が合併会社と競合関係になる事業は行わない、或いは、行う場合には事前に必ず他の投資者の賛成が必要となる旨を契約書に記載しておくべきである。

筆者紹介



ANDY CHENG
 弁護士 アンディチェン法律事務所代表
 米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能
 www.andysolicitor.com
 info@andysolicitor.com